

第87期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

令和5年5月25日（木曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市中区栄二丁目
4番18号
当社9階 会議室

株主様へのお願い

ご出席されない場合は、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7485/>



岡谷鋼機株式会社

株主各位

名古屋市中区栄二丁目4番18号
岡谷鋼機株式会社
代表取締役社長 岡谷健広

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第87期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト

https://www.okaya.co.jp/ir/dividend_info/info/index.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■名古屋証券取引所ウェブサイト

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



上記のウェブサイトへアクセスしていただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

■「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/7485/>



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、下記期限までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和5年5月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、令和5年5月24日（水曜日）午後5時までに行ってくださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

1. スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載されたログインQRコードを読み取りいただくことにより、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議案に対する賛否をご入力ください。

（QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）

2. パソコンをご利用の方

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目4番18号 当社9階 会議室
3. 目的事項

- 報告事項** (1) 第87期（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第87期（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役17名選任の件
第4号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主様へのご案内

1. 事前の議決権行使に関するお願い
株主総会にご出席されない場合は、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

2. ご来場株主様へのお願い
 - (1) 感染予防にご配慮をいただきますようお願い申し上げます。
 - (2) 間隔を確保するため、座席数を制限して複数会場の準備をしております。席の状況に応じて別会場にご案内することがございますので、あらかじめご了承ください。
 - (3) 当社役員および株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます場合がございます。
 - (4) お土産のご用意はございません。
 - (5) 株主総会後の懇親会は行いません。

なお、上記に大きな変更がある場合、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト <https://www.okaya.co.jp/>

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、ログインQRコードをスマートフォンで読み取りいただくこと、または、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をパソコン、スマートフォンなどからご利用いただくことによって可能です。
2. インターネットによる議決権行使は、令和5年5月24日（水曜日）の午後5時までに行使されますようお願い申し上げます。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで保管していただきますようお願い申し上げます。
なお、議決権行使コードおよびパスワードは本総会に限り有効で、パスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

操作方法に関するお問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、スマートフォンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号 0120-652-031

（受付時間 9：00～21：00）

以 上

事業報告

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を、当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、以下の売上高については、前年同期増減を記載しておりません。

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクの顕在化や中国のゼロコロナ政策による影響の一方、コロナ禍からの経済活動の正常化が進み、堅調に推移しました。日本経済は、サプライチェーンの混乱等により製造業の生産活動の回復にやや遅れがあるものの、底堅く推移しました。

このような環境において、連結売上高は9,620億円となりました。
これを事業のセグメント別に見ますと、次のとおりであります。

<鉄鋼>

鉄鋼部門は、鋼材価格の上昇に加え、建材関連や製造業向けを中心に増加しました。

特殊鋼部門は、産機・工作機械向けが増加しました。

海外は、鋼材価格の上昇に加え、欧米・アジア向けが好調でした。

鉄鋼セグメントの売上高は、4,086億円となりました。

<情報・電機>

エレクトロニクス部門は、F A、P C及び車載関連が順調に推移しました。

非鉄金属部門は、銅・アルミ価格の上昇により、車載・産機向け電子部品用材料が増加しました。

情報・電機セグメントの売上高は、2,238億円となりました。

<産業資材>

メカトロ部門は、車載関連及び航空機向け部材が好調でした。

化成部品部門は、原材料価格の上昇に加え、国内外の自動車関連が順調に推移しました。

産業資材セグメントの売上高は、2,759億円となりました。

<生活産業>

配管建設部門は、分譲マンションの販売が減少しましたが、配管資材が増加しました。

食品部門は、水産物の輸入取引が好調でした。

生活産業セグメントの売上高は、536億円となりました。

事業のセグメント別売上高の推移

事業のセグメント別	令和3年度 (前連結会計年度)		令和4年度 (当連結会計年度)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
鉄 鋼	426,172	44.4%	408,616	42.5%
情 報 ・ 電 機	211,585	22.0%	223,805	23.2%
産 業 資 材	263,206	27.4%	275,932	28.7%
生 活 産 業	59,844	6.2%	53,662	5.6%
合 計	960,809	100.0%	962,016	100.0%

この結果、営業利益は294億48百万円（前期比29.6%増）、経常利益は325億68百万円（前期比16.2%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は235億20百万円で、前期比21.7%の増益となりました。

当期において、光洋マテリア株式会社の子会社化及び新エフエイコム株式会社の設立により、事業の拡大と機能の強化を図りました。

また、海外でも北米地区での新たなビジネスの構築を行うため、米国岡谷鋼機会社デトロイト事務所を開設しました。

(2) 資金調達及び設備投資の状況

資金調達については、特に記載すべき重要な事項はありませんが、設備投資額は82億円であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 84 期	第 85 期	第 86 期	第 87 期
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(当連結会計年度) 令和4年度
売上高(百万円)	875,623	760,443	960,809	962,016
経常利益(百万円)	23,012	18,298	28,021	32,568
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	15,670	12,429	19,321	23,520
1株当たり当期純利益(円)	1,627.93	1,291.28	2,007.47	2,444.46
純資産(百万円)	219,451	242,041	278,887	304,975
総資産(百万円)	494,089	497,220	600,853	716,785

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 84 期	第 85 期	第 86 期	第 87 期
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(当事業年度) 令和4年度
売上高(百万円)	605,876	517,046	667,526	567,916
経常利益(百万円)	17,111	12,615	17,672	23,218
当期純利益(百万円)	12,704	9,362	13,069	18,028
1株当たり当期純利益(円)	1,318.76	971.91	1,356.73	1,871.58
純資産(百万円)	160,796	178,711	202,737	217,518
総資産(百万円)	370,365	372,778	444,333	504,909

(注) 1. 令和4年度の状況につきましては、「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を令和4年度の期首から適用しており、令和4年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界情勢やエネルギー・素材価格の動向、金利・為替の変動等による経済への影響が懸念され、先行き不透明な状況が予想されます。

このような経済環境において、当社は国内外のグループ会社共々社会的責任を重視し、世界市場において、ものづくりに貢献するグローバル最適調達パートナーを目指し、中期経営計画の課題の達成に注力してまいります。

また、内部統制の充実・強化、コンプライアンスの徹底、環境に配慮した事業活動の推進など、経営品質の継続的改善にも努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当企業集団は商社である当社を中心として、鉄鋼、情報・電機、産業資材、生活産業の多様な商品の売買・製造等、国内及び海外において多角的な事業活動を展開しております。

当企業集団の事業のセグメント別の取扱商品又はサービスの内容は、次のとおりであります。

事業のセグメント別	取扱商品又はサービスの内容
鉄 鋼	鉄屑、棒鋼、鋼矢板、H型鋼、鋼板、鋼管、機械構造用炭素鋼、合金鋼、軸受鋼、工具鋼、ステンレス鋼 他
情 報 ・ 電 機	銅・アルミ、レアアース、電子部材、汎用電機品、映像機器、半導体・周辺電子部品、ソフトウェア開発・販売 他
産 業 資 材	工作機械、工具、産業用ロボット、環境・リサイクル対応設備、半導体・電子関連設備機器、航空機部材、自動車部品、合成樹脂原料、樹脂成形品 他
生 活 産 業	配管資材、住設機器、住宅用資材、不動産開発、分譲マンション、水産物、畜産物、倉庫業 他

(6) 主要な拠点等

①当 社

本社・名古屋本店 名古屋市中区栄二丁目4番18号
東京本店 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(丸の内中央ビル)
大阪店 大阪市西区新町一丁目27番5号
国内支店 豊田、刈谷、安城、北関東(小山市)、静岡、
浜松、北海道(苫小牧市)、東北(仙台市)、
新潟、北陸(富山市)、中国(広島市)、
九州(福岡市)

②子会社

国内 (株)NaITO(東京都他)、
岡谷マート(株)(東京都他)、
岡谷エレクトロニクス(株)(横浜市他)、
光洋マテリア(株)(名古屋市他)、
岡谷鋼機九州(株)(福岡市他)、
東海プレス工業(株)(愛知県弥富市)、
中部合成樹脂工業(株)(愛知県豊川市他)、
岡谷建材(株)(東京都他)、
東海岡谷機材(株)(愛知県刈谷市他)、
岡谷物流(株)(名古屋市他)、
六合エレメック(株)(名古屋市他)、
岡谷スチール(株)(名古屋市他)、
岡谷機電(株)(名古屋市他)、
(株)岡谷特殊鋼センター(愛知県丹羽郡)他
海外 米国岡谷鋼機会社(米国)、
カナダ岡谷鋼機会社(カナダ)、
メキシコ岡谷鋼機会社(メキシコ)、
ブラジル岡谷鋼機会社(ブラジル)、
欧州岡谷鋼機会社(ドイツ他)、
インド岡谷鋼機会社(インド)、
タイ岡谷鋼機会社(タイ)、
サイアム スリヤ会社(タイ)、
マレーシア岡谷鋼機会社(マレーシア)、
シンガポール岡谷鋼機会社(シンガポール)、

海 外 ベトナム岡谷鋼機会社（ベトナム）、
 インドネシア岡谷鋼機会社（インドネシア）、
 広州岡谷鋼機有限公司（中国）、
 香港岡谷鋼機有限公司（中国）、
 北京岡谷鋼機有限公司（中国）、
 上海岡谷鋼機有限公司（中国）、
 台湾岡谷鋼機有限公司（台湾）、
 韓国岡谷鋼機会社（韓国）、
 豪州岡谷鋼機会社（オーストラリア）、
 Poland Tokai Okaya Manufacturing Sp. z o.o.（ポーランド）、
 Union Autoparts Manufacturing Co., Ltd.（タイ） 他

(7) 使用人の状況

①企業集団の状況

使用人数	前期末比増減
5,554名	308名増

(注) 使用人数は就業人員数であります。

②当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
668名	10名減	39才2ヶ月	13年6ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(8) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) N a I T O	百万円 2,291	% 45.63	切削・機械工具、産業機器 販売業
米 国 岡 谷 鋼 機 会 社	千USD 14,000	100.00	物品の売買・輸出入業
Poland Tokai Okaya Manufacturing Sp. z o.o.	千PLN 52,005	100.00	金属プレス部品製造業
Union Autoparts Manufacturing Co., Ltd.	千THB 350,000	98.28	二輪車用リムの製造・販売 業、金属メッキ加工業
タイ 岡 谷 鋼 機 会 社	千THB 310,000	100.00	物品の売買・輸出入業
岡 谷 マ ー ト (株)	百万円 365	100.00	配管資材・住設機器販売業
岡谷エレクトロニクス(株)	350	100.00	半導体・電子応用機器販売業
光 洋 マ テ リ カ (株)	350	51.53	非鉄金属販売業
岡 谷 鋼 機 九 州 (株)	310	100.00	建築・配管資材、機械工具販売業
香港岡谷鋼機有限公司	千HKD 20,700	100.00	物品の売買・輸出入業
シンガポール岡谷鋼機会社	千USD 2,553	100.00	物品の売買・輸出入業
東 海 プ レ ス 工 業 (株)	百万円 210	100.00	金属プレス加工・金型製造業
中 部 合 成 樹 脂 工 業 (株)	100	100.00	プラスチック製品製造業
岡 谷 建 材 (株)	100	85.80	鋼材販売業、建設仮設材リース業
岡 谷 物 流 (株)	80	100.00	倉庫業
六 合 エ レ メ ッ ク (株)	80	80.92	産業用電気・電子機器販売業
岡 谷 ス チ ール (株)	70	100.00	鋼材販売業
上海岡谷鋼機有限公司	千USD 500	100.00	物品の売買・輸出入業

(注) (株)NaITOは出資比率が100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。

②企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は9,620億16百万円となりました。

また、経常利益は325億68百万円（前連結会計年度比16.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は235億20百万円（前連結会計年度比21.7%増）となりました。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三 菱 U F J 銀 行	41,037
(株) り そ な 銀 行	13,900
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	12,531
(株) み ず ほ 銀 行	7,963
(株) 三 井 住 友 銀 行	7,263

百万円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 35,571,200株

(2) 発行済株式の総数 9,632,819株(自己株式87,181株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 4,198名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岡 谷 不 動 産 (株)	1,214 ^{千株}	12.60 [%]
岡 谷 篤 一	482	5.01
(株) 三 菱 U F J 銀 行	462	4.80
日 本 製 鉄 (株)	434	4.51
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	402	4.17
(株) り そ な 銀 行	265	2.75
損 害 保 険 ジ ャ パ ン (株)	230	2.38
オ ー ク マ (株)	163	1.69
岡 谷 鋼 機 社 員 持 株 会	161	1.67
公 益 財 団 法 人 真 照 会	138	1.44

- (注) 1. 持株比率は自己株式（87,181株）を控除して計算しております。
2. 公益財団法人真照会は、将来社会に貢献し得る人材を育成し、併せて学術・技芸の振興を図るために必要な奨学援助をなすことを目的として、大正6年に創設されました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	岡 谷 健 広	管理部門管掌 社長補佐
取締役副社長 (代表取締役)	馬 場 紀 彰	旭精機工業(株)社外監査役
専務取締役	平 野 隆 裕	営業部門管掌 名古屋本店長 中部鋼鉄(株)社外取締役
専務取締役	坂 田 光 徳	情報・電機事業担当 東京本店長
常務取締役	矢 島 昇	生活産業事業担当 関連事業担当
常務取締役	内 田 和 輝	管理部門担当 人事総務本部長
常務取締役	仲宗根 秀 樹	鉄鋼事業担当 鉄鋼本部長
取 締 役	河 村 元 志	デジタル推進担当 秘書役 経理本部長 (株)NaITO取締役
取 締 役	佐 藤 宏 昭	産業資材事業担当 豊田本部長
取 締 役	大 矢 英 貴	新エフエイコム(株)取締役社長 (株)NaITO取締役
取 締 役	笠 野 雅 嗣	新技術推進担当 南通虹岡鑄鋼有限公司董事長 天津虹岡鑄鋼有限公司董事長
取 締 役	犬 井 佳 孝	大阪店長
取 締 役	長 崎 良 視	企画本部長
取 締 役	今 林 宏 宏	中国事業担当 上海岡谷鋼機有限公司董事長兼総経理 広州岡谷鋼機有限公司董事長
取 締 役	岡 谷 篤 一	相談役 岡谷不動産(株)取締役社長 公益財団法人真照会理事長 中部日本放送(株)社外取締役
取 締 役	坂 井 俊 司	(株)NaITO取締役社長
取 締 役	島 田 晴 雄	(株)島田総合研究所代表取締役 (株)青山財産ネットワークス社外取締役
常勤監査役	山 田 正 良	
常勤監査役	大 館 道 乃	
監 査 役	上 田 純 子	愛知大学大学院法務研究科長・教授 (株)アイシン社外監査役
監 査 役	小 栗 宏 次	愛知県立大学情報科学部教授 (株)萬三商店代表取締役
監 査 役	中 川 由 賀	弁護士 中京大学法学部教授 矢作建設工業(株)社外取締役

(注) 1. 取締役 島田晴雄氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 上田純子、小栗宏次、中川由賀の各氏は、社外監査役であります。

3. 取締役 島田晴雄氏及び監査役 上田純子、小栗宏次、中川由賀の各氏は、名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 山田正良氏は、当社の管理・営業部門における経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議の概要

役員区分	株主総会決議の日	決議の概要	員 数
取 締 役	第79期定時株主総会 (平成27年 5 月28日)	年額500百万円以内 (うち社外取締役は年額 10百万円以内)	18名 (うち社外取締役 1名)
監 査 役	第71期定時株主総会 (平成19年 5 月24日)	年額80百万円以内	3名

(注) 上記員数はいずれも決議当時の員数を記載しております。

②取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	種 類 別 の 総 額			員数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬	退 職 慰 労 金	
取 締 役	457百万円	228百万円	171百万円	58百万円	17名
監 査 役	63百万円	63百万円	—	—	5名
合 計 (うち社外役員)	521百万円 (31百万円)	291百万円 (31百万円)	171百万円 (—)	58百万円 (—)	22名 (4名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金増加額が含まれております。
3. 非金銭報酬等はありません。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要

取締役の個人別の報酬等は構成員の過半数を社外役員とする任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を基に、業績向上、企業価値増大への貢献意欲を高めるために当社業績を反映した適切な報酬とすることを基本方針として取締役会で決議しております。

取締役の個人別の報酬等は毎年5月の取締役会で報酬の具体的内容及び定期的な支払いとすることを決議しており、中長期的な企業価値増大を意識付けるため、当社が定めた一定の基準に基づく業績連動の要素を基本方針に基づく支給割合で反映させております。

なお、報酬決定プロセスの客観性を確保するため、取締役の個人別の報酬等の内容は指名・報酬委員会の審議を経て取締役会にて代表取締役社長に一任するものとして決議しております。

④取締役の個人別の報酬等の概要

社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等は役位別に定められた固定金銭報酬に当社業績の状況に応じた金銭報酬（業績連動報酬）を加減算して算定しており、社外取締役の報酬等は固定金銭報酬のみであります。

業績連動報酬の額は、当決定方針に沿って業績指標（当期の連結及び単体の純利益等の平均値）を基礎とし前期計画の達成度及び当期計画による加減算を行うことにより算定しております。

業績指標については会社業績との連動性を総合的に判断するために採用しております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は任意の指名・報酬委員会において当方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその審議を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役は当社の株式保有を通じて株主目線での経営を意識付けるため、当社の株式を取得（内規に基づき報酬の一部を役員持株会に拠出）することとしております。さらに、社外取締役を除く取締役については退任時に退職慰労金（在任中の報酬額及び在任年数等を勘案して、規程に基づき個人別に算定）を支給しております。

⑤監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要

監査役の個人別の報酬等は、個々の監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって決定することにしております。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定の代表取締役社長への一任

取締役の個人別の報酬等の額の決定は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているため、代表取締役社長 岡谷健広氏に一任するものとして取締役会で決議しております。なお、報酬決定プロセスの客観性を確保するため、任意の指名・報酬委員会にて審議を行うとともに、当決定方針と異なる決定を代表取締役社長が行った場合には、取締役会においてその理由を説明するなど、委任された権限が適切に行使される措置を講じております。

また、代表取締役社長への一任に基づき、当事業年度に支給した取締役の個人別の報酬等は当決定方針に基づき適切に支給されております。

⑦業績指標の実績の概要

(単位：百万円)

指 標	計 画	実 績	達 成 率
連 結 純 利 益	18,000	23,520	131%
単 体 純 利 益	14,000	18,028	129%
業 績 指 標	—	—	130%

(注) 業績指標には未公表数値を含むため達成率のみ記載しております。

⑧その他重要な事項についての決定

急激な業績悪化や企業価値を毀損するような事案等が発生した場合には、臨時に報酬等を減額等することがある旨、併せて取締役会にて決議しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金及び訴訟費用が本保険契約により填補されます。

本保険契約の被保険者は当社及び子会社等の取締役及び監査役であり、1年ごとに契約を更新しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外監査役 上田純子氏は(株)アイシンの社外監査役であり、当社と(株)アイシンとの間では部品販売などの取引関係があります。また、社外監査役 中川由賀氏は矢作建設工業(株)の社外取締役であり、当社と矢作建設工業(株)の間では、材料販売などの取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

社外取締役 島田晴雄氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席し、専門分野に関する幅広い経験、見識に基づき適宜発言を行っております。

社外監査役 上田純子氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回出席、社外監査役 小栗宏次氏は、取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回出席、社外監査役 中川由賀氏は、取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回出席いたしました。

各社外監査役は、専門分野に関する幅広い経験、見識に基づき適宜発言を行っております。

③社外取締役に期待する役割に関して行った職務の概要

社外取締役 島田晴雄氏は、社外の独立した客観的な立場から、経営全般の監督を行う役割を果たしました。特に、経営陣に対する評価及び評価に基づく指名や報酬の決定について、構成員の過半数を社外役員とする任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の主たるメンバーとして、取締役会の意思決定手続きの透明性・公平性を確保する役割を果たしました。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額

42百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の監査報酬の額と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社監査役会は、会社都合のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会に対して株主総会に付議するよう請求いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

平成18年5月25日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制について決議いたしました。また、平成28年4月26日開催の取締役会において一部変更の決議をいたしました。その決議の内容は次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、社員を含めた企業としての果たすべき役割を定めた岡谷鋼機企業行動憲章において関係法令・国際ルールの遵守をうたっており、その周知徹底を図っている。また社員に対しては、岡谷鋼機社員行動規準を定め、各人がこれを日常的に実践することおよび社内諸規程の遵守を継続的に啓発する。
- (2) コンプライアンス推進のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心とした体制の整備を進めるとともに、関係部署による教育・研修を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。
- (3) 内部監査部門として、社長直轄組織である監査部を設置し、内部監査規程に従い、監査を実施し、監査結果を社長に報告する。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、内部統制の整備・運用・評価と継続的改善を行う。
- (4) また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については法令・定款および監査役会規程に従い監査役会が定める監査方針・業務分担等により、各監査役が監査を行う。
- (5) 岡谷鋼機企業行動憲章、法令、社内規程およびその他コンプライアンスに著しく反する行為の内部通報システムとして、コンプライアンス・リスク管理委員会および社外弁護士事務所に企業倫理相談窓口を設置し、通報に対応する。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録は取締役会規程に基づき事務局が適切かつ確実に保存・管理し、10年間備えおくものとする。
- (2) また、その他取締役の職務の執行に係る文書については、文書管理規程に基づき適正な保存・管理を図るとともに、取締役・監査役が必要に応じ閲覧できる体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス・リスク管理委員会を中心に各専門委員会・組織とも連携し、企業をとりまく様々なリスクに対応する体制とする。
- (2) 当社は経営成績、財政状態、株価等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして以下の①～⑬のリスクを認識し、コンプライアンス・リスク管理委員会にてその対応部署・組織を定めるとともに、毎年リスクの見直しを行う。
 - ① 経済環境が変化するリスク
 - ② 商品市況の変動によるリスク
 - ③ 為替変動によるリスク
 - ④ 金利変動によるリスク
 - ⑤ 株価変動によるリスク
 - ⑥ 取引先の信用リスク
 - ⑦ 事業投資リスク
 - ⑧ カントリーリスク
 - ⑨ 品質保証によるリスク
 - ⑩ 法的規制によるリスク
 - ⑪ 情報システム・情報セキュリティに関するリスク
 - ⑫ 自然災害等に係わるリスク
 - ⑬ 役員・社員の内部統制によるリスク
- (3) 対応部署・組織は、必要に応じ規程・細則・要領の新設・改廃や教育・啓蒙活動を行い、リスクが顕在化した場合の影響を最小限にとどめる体制を整える。
- (4) 不測の緊急事態が発生した場合には、当該部署責任者は常務会・取締役会およびコンプライアンス・リスク管理委員会の委員長もしくは委員へ報告するとともに、対策を検討し実行する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会については、法令・定款の他取締役会規程に基づきその適切な運営を確保する。
- (2) 取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時に開催の上、会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督等を行う。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会の他に意思決定の迅速化を目的とする常務会を設置する。常務会は、常務会規程に基づき役付取締役全員、各（本）店長および常務会が任命する取締役から構成され、原則として週1回開催し、経営上の重要課題の審議を行う。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・職制規程、業務分掌規程および職務権限規程を定め、それぞれの業務の担当区分・責任者・執行手続きを明確にする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の管理については、関係会社管理・運営規程を定めており、その中で子会社毎に管理主管部署、管理統括部署および管理支援部署を定め、それぞれの立場にて統括・管理・支援・指導を行う。
- (2) 子会社の経営に関する重要事項については、職務権限規程、関係会社管理・運営規程に基づき、管理主管部署が企画本部関連事業部と連携して当社への申請・報告を行う。
- (3) 子会社における、各社の取締役会の決定に基づく業務の執行については、それぞれの組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づいて行うよう指導する。
- (4) 子会社については、定期的に社長会議や代表者会議等を開催し、経営課題等の討議を行うとともに相互連携の強化や情報の共有化を図る。また、監査体制として、子会社監査役監査の他、業務分掌規程に基づき監査部による監査を実施し、業務の適正化の確保・向上に努める。
- (5) 当社監査役はその職務を行うため必要があるときは、国内・海外の子会社の調査を行う。
- (6) 子会社から当社への相談窓口は企画本部関連事業部とする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役から要求があった場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を行う。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事考課および賞罰などについては、監査役会と事前に協議する。

7. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は業務執行に際し、職務権限規程に従い重要事項については監査役に報告しなければならない。
- (2) 下記の事象が発生した場合は、当社および子会社の関係取締役および当該部署責任者は監査役へ報告する。
 - ①当社および当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実
 - ②不正行為ならびに法令・定款に違反する重大な事実
 - ③企業倫理相談窓口の相談内容の内コンプライアンス・リスク管理委員会が重要と判断したもの前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。
なお、当社および子会社は、これらの報告を行った者が不利益な取扱いを受けないよう確保する。

8. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役および監査部は、相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行う。
- (2) 監査役は監査結果等について直接代表取締役社長に報告し、意見交換等を行う。
- (3) 監査役が、必要に応じて公認会計士および弁護士等の外部の専門家に相談をした場合の費用、その他監査役の職務の執行に伴い生ずる費用は当社が負担する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 取締役の職務執行

業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に常務会にて審議を行うことにより、取締役の職務執行の適正性・効率性を図っております。また、組織・職制規程、業務分掌規程および職務権限規程を定めており、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図っております。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員および従業員に周知するとともに、コンプライアンス研修を適宜実施しております。また、コンプライアンスハンドブック等を作成、当社役員および従業員と、グループ会社に周知し、一層のコンプライアンス向上に努めております。

3. リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理委員会を中心として、リスク発生の未然防止およびリスク管理に取り組む体制を構築しております。毎年リスクの見直しを行い、企業をとりまく様々なリスクに対応できるよう諸規程の整備や啓蒙活動を進めております。

4. グループ管理体制

子会社の経営に関する重要事項については、関係会社管理・運営規程、職務権限規程に基づき管理を行っております。また、代表者会議等を開催し、財務状況、業務執行状況の報告を受け、討議を行っております。

5. 監査役の職務執行

監査役は、取締役会等の各種重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧・確認等を行うとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。また、監査部および会計監査人と適時・適切に連携し、監査の実効性を高めております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものとあります。

連結貸借対照表

(令和5年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	466,615	流動負債	351,644
現金及び預金	20,327	支払手形及び買掛金	127,337
受取手形、売掛金及び契約資産	237,221	電子記録債務	41,007
電子記録債権	63,758	短期借入金	152,369
商品及び製品	110,150	未払法人税等	5,232
仕掛品	11,576	賞与引当金	1,864
原材料及び貯蔵品	2,267	その他	23,832
その他	23,280	固定負債	60,166
貸倒引当金	△1,968	長期借入金	14,363
固定資産	250,170	繰延税金負債	38,116
有形固定資産	58,866	役員退職慰労引当金	1,286
建物及び構築物	19,992	退職給付に係る負債	2,517
機械装置及び運搬具	3,430	その他	3,882
土地	32,426	負債合計	411,810
建設仮勘定	993	(純資産の部)	
その他	2,023	株主資本	207,593
無形固定資産	2,885	資本金	9,128
ソフトウェア	1,859	資本剰余金	7,805
その他	1,026	利益剰余金	191,174
投資その他の資産	188,418	自己株式	△515
投資有価証券	156,742	その他の包括利益累計額	80,879
退職給付に係る資産	24,265	その他有価証券評価差額金	71,321
繰延税金資産	1,538	繰延ヘッジ損益	250
その他	6,106	為替換算調整勘定	5,474
貸倒引当金	△234	退職給付に係る調整累計額	3,832
資産合計	716,785	非支配株主持分	16,502
		純資産合計	304,975
		負債純資産合計	716,785

(注) 記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		962,016
売上原価		885,949
売上総利益		76,067
販売費及び一般管理費		46,618
営業利益		29,448
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,332	
持分法による投資利益	1,117	
その他の	1,334	7,784
営業外費用		
支払利息	2,380	
為替差損	1,814	
その他の	469	4,665
経常利益		32,568
特別利益		
固定資産売却益	524	
投資有価証券売却益	942	
負のれん発生益	2,764	4,231
特別損失		
固定資産処分損	98	
減損	288	
投資有価証券評価損	7	
段階取得に係る差損	1,636	
その他の	5	2,037
税金等調整前当期純利益		34,762
法人税、住民税及び事業税		10,022
法人税等調整額		259
当期純利益		24,480
非支配株主に帰属する当期純利益		959
親会社株主に帰属する当期純利益		23,520

(注) 記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
令和4年3月1日残高	9,128	7,801	169,965	△500	186,394
当期の変動額					
剰余金の配当			△2,311		△2,311
親会社株主に帰属する当期純利益			23,520		23,520
自己株式の取得				△1	△1
持分変動に伴う自己株式の増減				△13	△13
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4			4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期の変動額合計	-	4	21,209	△14	21,198
令和5年2月28日残高	9,128	7,805	191,174	△515	207,593

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
令和4年3月1日残高	72,377	94	1,386	7,028	80,885	11,607	278,887
当期の変動額							
剰余金の配当					-		△2,311
親会社株主に帰属する当期純利益					-		23,520
自己株式の取得					-		△1
持分変動に伴う自己株式の増減					-		△13
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-		4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,055	156	4,088	△3,195	△5	4,894	4,888
当期の変動額合計	△1,055	156	4,088	△3,195	△5	4,894	26,087
令和5年2月28日残高	71,321	250	5,474	3,832	80,879	16,502	304,975

(注) 記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 75社

主要な連結子会社の名称

米国岡谷鋼機会社、東海プレス工業(株)、Union Autoparts Manufacturing Co., Ltd.ほか72社

なお、当連結会計年度において、新規設立により新エフエイコム(株)を、株式の追加取得により持分法適用関連会社であった光洋マテリア(株)をそれぞれの連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 6社

主要な非連結子会社の名称

KOYO Marketing and Processing Asia Co.,Ltd.、光洋加工流通(香港)有限公司ほか4社

非連結子会社は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 6社

当連結会計年度において、株式の追加取得によりKOYO Marketing and Processing Asia Co.,Ltd.、光洋加工流通(香港)有限公司ほか4社について持分法を適用しております。

(2) 持分法を適用した関連会社数 14社

Siam Steel Service Center Public Co., Ltd.、岩井岡谷マシナリー(株)ほか12社の関連会社について持分法を適用しております。

なお、当連結会計年度において、光洋マテリア(株)は株式の追加取得により子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社の内主要な会社等の名称

サンサウス工業(株)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日に差異のあるものは次のとおりであります。

(決算日)

12月31日 光洋マテリア株式会社、カナダ岡谷鋼機会社、米国岡谷鋼機会社、Pearl & Okaya, Inc.、Okaya Shinnichi Corp. of America、International Mold Steel, Inc.、Mex Okaya-TN (U.S.A.) , Inc.、メキシコ岡谷鋼機会社、Mex Okaya-TN, S. DE R.L. DE C.V.、ブラジル岡谷鋼機会社、欧州岡谷鋼機会社、Poland Tokai Okaya Manufacturing Sp. z o.o.、韓国岡谷鋼機会社、北京岡谷鋼機有限公司、上海岡谷鋼機有限公司、上海洛庫高電子有限公司、広州岡谷鋼機有限公司、香港岡谷鋼機有限公司、台湾岡谷鋼機有限公司、岡谷特殊鋼制品(大連)有限公司、香港岡谷電子有限公司、深圳岡谷電子貿易有限公司、豪州岡谷鋼機会社、シンガポール岡谷鋼機会社、UAM Philippines, Inc.、UPI Real Estate, Inc.、PT. Artokaya Indonesia、サイアム スリヤ会社、Siam Okaya Chemical Co., Ltd.、SOMAT Co., Ltd.、ROKUGO ELEMEC (THAILAND) CO., LTD.、ベトナム岡谷鋼機会社、NaITO Vietnam Co., Ltd.、インドネシア岡谷鋼機会社、マレーシア岡谷鋼機会社

連結計算書類の作成にあたっては、上記子会社のうち光洋マテリア株式会社を除いた34社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。光洋マテリア株式会社については当該子会社の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない…時価法

株式等以外のもの（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない…移動平均法に基づく原価法

株式等

② デリバティブ…時価法

③ 棚卸資産 …主として移動平均法に基づく原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、主として支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支払額を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。商品又は製品の販売は、顧客に商品又は製品を引き渡した時点で収益を認識しております。国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

(6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等についてヘッジ会計の要件を満たす場合は、振当処理によっております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、定額法（期間10年）により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

[会計方針の変更]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 有償支給取引に係る収益認識

有償支給に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会

計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,825億40百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更]

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

売上債権の回収可能性の見積り

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
受取手形、売掛金及び契約資産 237,221百万円(うち当社、142,344百万円)
電子記録債権 63,758百万円(うち当社、38,717百万円)
(注) 上記売上債権に対する貸倒引当金を含め、流動資産に貸倒引当金
△1,968百万円を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、滞留期間等に基づいて債権を分類し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、取引先の財政状態に加え、弁済期間の延長又は回収条件の緩和実施の有無等を総合的に判断して、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。将来、取引先の財務状況等が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 73,280百万円
2. 担保資産
担保に供している資産
土地 1,731百万円
建物及び構築物等 484百万円
上記に対応する債務
短期借入金 343百万円
長期借入金 626百万円
(注) 上記のほか、投資有価証券0百万円について、出資先の債務の担保として質権が設定されております。
3. 保証債務
銀行借入保証 1,258百万円
4. 受取手形割引高 266百万円
受取手形裏書譲渡高 1,334百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数及び自己株式の数
(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
発行済株式 普通株式	9,720,000	—	—	9,720,000
自己株式 普通株式	97,648	1,462	—	99,110

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和4年5月26日 定時株主総会	普通株式	1,155	120.00	令和4年2月28日	令和4年5月27日
令和4年9月29日 取締役会	普通株式	1,155	120.00	令和4年8月31日	令和4年10月31日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種 類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和5年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,204	125.00	令和5年2月28日	令和5年5月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、銀行等金融機関からの借入により運転資金、設備投資及び事業投資資金を調達しております。余剰資金については、銀行借入の返済を優先的に行うことで預金等の圧縮を図り、リスクの低減に努めております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として重要な取引先等の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引を実施しております。なお、当該デリバティブ取引は内規（「リスク管理方針」）に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年2月28日（当連結会計年度の末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (注1)	時 価(注1)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	141,901	141,901	—
関係会社株式	3,708	2,431	(1,277)
(2) 長期借入金 (注5)	(23,010)	(22,772)	238
(3) デリバティブ取引	368	368	—

(注1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注2) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	11,132

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は83百万円であります。

(注5) 長期借入金には、1年以内に返済予定の長期借入金が含まれております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	141,901	—	—	141,901
資産計	141,901	—	—	141,901
デリバティブ取引	—	368	—	368

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 関係会社株式	2,431	—	—	2,431
資産計	2,431	—	—	2,431
長期借入金	—	22,772	—	22,772
負債計	—	22,772	—	22,772

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間並びに当社及び連結子会社の信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸倉庫等を有しております。

2. 賃等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
27,542	36,193

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	鉄鋼	情報・電機	産業資材	生活産業	計
顧客との契約から生じる収益	408,616	223,805	275,932	51,044	959,398
その他の収益	—	—	—	2,617	2,617
外部顧客への売上高	408,616	223,805	275,932	53,662	962,016

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	15,885
売掛金	176,175
電子記録債権	48,401
	240,462
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	13,984
売掛金	223,236
電子記録債権	63,758
	300,980
契約資産（期首残高）	23
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	9,842
契約負債（期末残高）	15,329

契約資産は工事契約等において、履行義務の充足に係る進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求の債権であります。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであり、流動負債の「その他」に含めて表示しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当期に認識した収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は9,658百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社の残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	29,984円02銭
2. 1株当たり当期純利益	2,444円46銭

貸借対照表

(令和5年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	284,657	流動負債	235,815
現金及び預金	505	支払手形	535
受取手形	5,531	電子記録債権	24,064
電子記録債権	40,661	買掛金	82,869
売掛金	175,570	短期借入金	116,937
商品	43,576	未払金	3,172
未着商品	2,409	未払法人税等	2,928
前渡金	9,850	前受金	4,379
短期貸付金	3,384	預り金	163
未収入金	3,368	賞与引当金	495
その他	1,007	その他	269
貸倒引当金	△1,207	固定負債	51,576
固定資産	220,252	長期借入金	12,150
有形固定資産	40,846	繰延税金負債	35,684
建物	13,277	役員退職慰労引当金	530
構築物	338	債務保証損失引当金	693
機械及び装置	287	関係会社事業損失引当金	173
車輛運搬具	7	資産除去債務	398
工具、器具及び備品	562	その他	1,945
土地	25,728	負債合計	287,391
建設仮勘定	643	(純資産の部)	
無形固定資産	475	株主資本	147,061
電話加入権	31	資本金	9,128
ソフトウェア	443	資本剰余金	7,798
投資その他の資産	178,931	資本準備金	7,798
投資有価証券	140,215	その他資本剰余金	0
関係会社株式及び出資金	14,777	利益剰余金	130,589
出資金	1,843	利益準備金	1,244
長期貸付金	2,433	その他利益剰余金	129,345
固定化営業債権	5,018	買換資産圧縮積立金	1,073
前払年金費用	18,627	配当準備積立金	100
その他	1,036	別途積立金	109,800
貸倒引当金	△5,022	繰越利益剰余金	18,371
資産合計	504,909	自己株式	△455
		評価・換算差額等	70,457
		その他有価証券評価差額金	70,203
		繰延ヘッジ損益	253
		純資産合計	217,518
		負債純資産合計	504,909

(注) 記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		567,916
売上原価		533,753
売上総利益		34,163
販売費及び一般管理費		18,457
営業利益		15,706
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,444	
その他の	334	9,779
営業外費用		
支払利息	1,125	
為替差損	362	
関係会社貸倒引当金等繰入額	529	
その他の	249	2,266
経常利益		23,218
特別利益		
固定資産売却益	505	
投資有価証券売却益	783	1,289
特別損失		
固定資産処分損	45	
投資有価証券評価損	7	
関係会社株式評価損	94	
その他の	5	152
税引前当期純利益		24,355
法人税、住民税及び事業税		5,761
法人税等調整額		565
当期純利益		18,028

(注) 記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金
令和4年3月1日残高	百万円 9,128	百万円 7,798	百万円 0	百万円 1,244
当期の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期の変動額合計	—	—	—	—
令和5年2月28日残高	9,128	7,798	0	1,244

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	配 当 準 備 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
令和4年3月1日残高	百万円 1,137	百万円 100	百万円 98,800	百万円 13,591	百万円 △454	百万円 131,345
当期の変動額						
剰余金の配当				△2,311		△2,311
当期純利益				18,028		18,028
自己株式の取得					△1	△1
買換資産圧縮積立金の取崩	△63			63		—
別途積立金の積立			11,000	△11,000		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						—
当期の変動額合計	△63	—	11,000	4,780	△1	15,715
令和5年2月28日残高	1,073	100	109,800	18,371	△455	147,061

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	
令和4年3月1日残高	百万円 71,286	百万円 105	百万円 71,391	百万円 202,737
当 期 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△2,311
当 期 純 利 益			—	18,028
自 己 株 式 の 取 得			—	△1
買換資産圧縮積立金の取崩			—	—
別 途 積 立 金 の 積 立			—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,082	148	△934	△934
当 期 の 変 動 額 合 計	△1,082	148	△934	14,780
令和5年2月28日残高	70,203	253	70,457	217,518

(注) 記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

市場価格のない …時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない …移動平均法に基づく原価法

株式等

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産…移動平均法に基づく原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物 (建物附属設備を除く。) 並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を

検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしておりますが、当事業年度末においては前払年金費用計上のため、退職給付引当金は計上しておりません。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、定額法（期間10年）により発生
の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支払額を引当計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被債務保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。国内販売は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等についてヘッジ会計の要件を満たす場合は、振当処理によっております。

[会計方針の変更]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 有償支給取引に係る収益認識

有償支給に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は2,438億9百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微

であります。また、当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更]

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は101百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

売上債権の回収可能性の見積り

1. 計算書類に計上した金額

受取手形	5,531百万円
電子記録債権	40,661百万円
売掛金	175,570百万円

(注) 上記売上債権に対する貸倒引当金を含め、流動資産に貸倒引当金△1,207百万円を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券 0百万円

(注) 出資先の債務の担保として質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 26,914百万円

3. 保証債務

銀行借入保証 4,538百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 48,103百万円

短期金銭債務 15,167百万円

長期金銭債権 7,202百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 90,087百万円

仕入高 43,744百万円

販売費及び一般管理費 4,557百万円

営業取引以外の取引 5,320百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 87,181株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	151百万円
棚卸資産	26
貸倒引当金	1,907
役員退職慰労引当金	169
投資有価証券	192
関係会社株式及び出資金	1,928
出資金	39
未払事業税	195
土地、建物	263
その他	381
繰延税金資産小計	5,257百万円
評価性引当額	△4,251百万円
繰延税金資産合計	1,005百万円

(繰延税金負債)

租税特別措置法の諸準備金	△473百万円
退職給付関係	△5,181
その他有価証券評価差額金	△30,906
その他	△127
繰延税金負債合計	△36,689百万円
繰延税金資産の純額	△35,684百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	岡谷建材(株)	(所有)直接 85.8%	商品の仕入及び販売 役員の兼任	商品の販売 (注1、2)	722	売掛金	8,086

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 商品の販売について、当社が代理人に該当する取引の場合には、取引金額は顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額で表示しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	22,580円98銭
2. 1株当たり当期純利益	1,871円58銭

独立監査人の監査報告書

令和5年4月11日

岡谷鋼機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 真樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡谷鋼機株式会社の令和4年3月1日から令和5年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡谷鋼機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和5年4月11日

岡谷鋼機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口真樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡谷鋼機株式会社の令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当期の監査の方針、職務の分担等の監査計画に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年4月12日

岡谷鋼機株式会社 監査役会

常勤監査役	山	田	正	良	Ⓔ	
常勤監査役	大	館	道	乃	理	Ⓔ
社外監査役	上	田	純	子	Ⓔ	
社外監査役	小	栗	宏	次	Ⓔ	
社外監査役	中	川	由	賀	Ⓔ	

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化・充実ならびに今後の事業展開なども考え、内部留保に意を用いながら、当期の業績を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき125円といたしたいと存じます。

なお、その場合の配当総額は1,204,102,375円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の株主配当金は、前期より10円増額し、1株につき245円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和5年5月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 15,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 15,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

なお、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第2項に基づき、令和4年9月1日より、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨が当社定款に定められたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="583 113 773 140">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="570 146 1012 278"><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="620 284 1012 517">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

第3号議案 取締役17名選任の件

取締役全員（17名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役17名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おか や たけ ひろ 岡谷 健 広 (昭和48年10月17日生)	平成15年9月 当社入社 平成20年3月 当社貿易本部第一部長 平成21年5月 当社常勤監査役 平成23年5月 当社常務取締役、情報・電機事業担当、プロジェクト本部長、海外関連事業部長 平成25年5月 当社鉄鋼事業担当、鉄鋼本部長 平成26年5月 当社貿易本部長 平成30年5月 当社専務取締役、営業部門管掌補佐 令和2年5月 当社営業部門管掌 令和3年3月 当社代表取締役社長(現任)	20,400株
[選任理由] 令和3年から当社代表取締役社長として経営を担っており、豊富な経験、グローバルな見識を今後も当社の経営に活かすことができることから、引き続き取締役候補者としております。			
2	ば ば とし あき 馬 場 紀 彰 (昭和26年11月15日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年3月 当社メカトロ本部長 平成17年5月 当社取締役 平成21年5月 当社常務取締役、産業資材事業担当、名古屋本店長 平成25年11月 当社代表取締役(現任)、専務取締役 平成26年5月 当社管理部門管掌(現任) 令和2年5月 当社取締役副社長(現任)	4,410株
[重要な兼職の状況] 旭精機工業(株)社外監査役			
[選任理由] 平成25年から代表取締役として経営を担っており、豊富な経験、グローバルな見識を今後も当社の経営に活かすことができることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ひらのたかひろ 平野隆裕 (昭和35年6月4日生)	昭和59年4月 当社入社 平成23年5月 当社エレクトロニクス本部長 平成24年5月 当社取締役 平成25年5月 当社情報・電機事業担当 平成28年5月 米国岡谷鋼機会社社長 平成30年5月 当社常務取締役、情報・電機事業担当、東京本店長 令和2年5月 当社名古屋本店長(現任) 令和3年5月 当社営業部門管掌(現任) 令和4年5月 当社専務取締役(現任)	3,200株
	[重要な兼職の状況] 中部鋼鋳(株)社外取締役		
[選任理由] 当社の海外グループ会社の経営を経験し、情報・電機部門に関する豊富な経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。			
4	さかたみつのり 坂田光徳 (昭和34年6月14日生)	昭和58年4月 当社入社 平成24年3月 当社メカトロ本部長 平成26年5月 当社取締役 令和元年5月 当社常務取締役 令和2年5月 当社生活産業事業担当、東京本店長(現任) 令和4年5月 当社専務取締役(現任)、情報・電機事業担当(現任)	2,900株
	[選任理由] 当社の産業資材部門、生活産業部門に関する豊富な経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
5	うち だ かず き 内 田 和 輝 (昭和38年2月21日生)	昭和60年4月 当社入社 平成19年9月 岡谷鋼機北海道(株)取締役 社長 平成22年3月 当社メカトロ本部名古屋 メカトロ部長 平成25年3月 当社人事総務本部名古屋 人事総務部長 平成27年5月 当社取締役、 人事総務本部長(現任) 令和3年5月 当社常務取締役(現任)、 管理部門担当(現任)	2,700株
[選任理由] 当社の国内グループ会社の経営を経験し、人事総務部門、産業資材部門に関する豊富な経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。			
6	なかそね ひで き 仲 宗 根 秀 樹 (昭和41年3月12日生)	平成元年4月 当社入社 平成18年8月 Poland Tokai Okaya Manufacturing Sp.z o.o. 社長 平成27年11月 当社鉄鋼本部付部長 平成28年3月 当社名古屋本店鉄鋼第一 部長 平成30年5月 当社名古屋本店副本店長 令和元年5月 当社取締役 令和2年5月 当社鉄鋼本部長(現任) 令和4年5月 当社常務取締役(現任)、 鉄鋼事業担当(現任)	2,400株
[選任理由] 当社の海外グループ会社の経営を経験し、鉄鋼部門に関する豊富な経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数	
7	かわ むら もと し 河 村 元 志 (昭和37年 8 月16日生)	平成11年 2 月 当社入社 平成20年 5 月 当社東京本店経理部長 平成27年 3 月 岡谷コンサルタント(株) 取締役社長、 当社経理本部付部長 平成27年 5 月 当社取締役経理本部長 (現任) 令和元年 5 月 当社秘書役(現任) 令和 3 年 5 月 当社デジタル推進担当 (現任)	2,700株	
		[重要な兼職の状況] (株)NaITO取締役		
		[選任理由] 当社の国内グループ会社の経営を経験し、経理部門、情報システム部門に関する幅広い経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		
8	さ とう ひろ あき 佐 藤 宏 昭 (昭和38年 7 月11日生)	昭和61年 4 月 当社入社 平成19年 3 月 当社名古屋本店豊田本部 豊田支店副支店長 平成24年 6 月 米国岡谷鋼機会社社長兼 カナダ岡谷鋼機会社社長 平成28年 5 月 当社取締役(現任)、 エレクトロニクス本部長 令和 2 年 5 月 当社豊田本部長(現任) 令和 3 年 5 月 当社産業資材事業担当 (現任)	2,600株	
		[選任理由] 当社の海外グループ会社の経営を経験し、情報・電機部門、産業資材部門に関する幅広い経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	おおやひでき 大矢英貴 (昭和38年11月19日生)	昭和61年4月 当社入社	2,200株
		平成20年5月 当社名古屋本店浜松支店長	
		平成27年3月 岡谷鋼機九州(株)取締役社長	
平成29年5月 当社取締役(現任)、大阪店長			
令和2年5月 当社メカトロ本部長			
令和4年11月 新エフエイコム(株)取締役社長(現任)			
[重要な兼職の状況] (株)NaITO取締役			
[選任理由] 当社の国内グループ会社の経営を経験し、産業資材部門に関する幅広い経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。			
10	かさのまさつぐ 笠野雅嗣 (昭和35年11月7日生)	昭和59年4月 当社入社	2,100株
		平成20年3月 当社名古屋本店豊田本部豊田支店副支店長	
		平成27年3月 当社企画本部付部長兼名古屋本店豊田本部付部長	
平成28年5月 当社名古屋本店豊田本部刈谷支店長			
平成30年5月 当社取締役(現任)			
令和3年5月 当社新技術推進担当(現任)			
[重要な兼職の状況] 南通虹岡鑄鋼有限公司董事長、天津虹岡鑄鋼有限公司董事長			
[選任理由] 当社の情報・電機部門、産業資材部門に関する幅広い経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	
11	いぬ い よし たか 犬井佳孝 (昭和42年4月30日生)	平成3年4月 当社入社 平成24年9月 Vina Steel Center Co., Ltd.社長 平成30年3月 当社大阪店鉄鋼部長(現任) 令和2年5月 当社取締役大阪店長(現任)	1,800株	
		[選任理由] 当社の海外グループ会社の経営を経験し、鉄鋼部門に関する幅広い経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		
12	なが さき よし み 長崎良視 (昭和40年4月25日生)	平成元年4月 当社入社 平成22年3月 当社東京本店化成成品本部 東京化成成品部長 平成31年3月 当社企画本部経営企画部長 令和3年5月 当社取締役企画本部長 (現任)	1,700株	
		[選任理由] 当社の企画部門、産業資材部門に関する幅広い経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		
13	いま ばやし ひろし 今林宏 (昭和42年6月12日生)	平成3年4月 当社入社 平成27年9月 当社名古屋本店豊田本部 安城支店長 令和2年4月 上海岡谷鋼機有限公司 総経理(現任) 令和3年5月 当社取締役中国事業担当 (現任)	800株	
		[重要な兼職の状況] 上海岡谷鋼機有限公司董事長兼総経理、広州岡谷鋼機有限公司董事長		
		[選任理由] 当社の海外グループ会社の経営を経験し、産業資材部門に関する幅広い経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	
14	まつ おか ひとし 松 岡 仁 (昭和46年2月16日生)	平成6年4月 当社入社 平成27年3月 当社貿易本部第二部長 令和3年4月 当社貿易本部長(現任)	1,600株	
	[選任理由] 当社の鉄鋼部門に関する幅広い経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、新たに取締役候補者としております。			
15	おか や とく いち 岡 谷 篤 一 (昭和19年5月14日生)	昭和45年9月 新日本製鐵(株) (現日本製鐵(株)) 入社 昭和50年9月 当社入社 昭和57年5月 当社取締役 昭和60年5月 当社代表取締役、 常務取締役 平成2年5月 当社取締役社長 令和3年3月 当社取締役相談役(現任)	482,940株	
		[重要な兼職の状況] 岡谷不動産(株)取締役社長、公益財団法人真照会理事長、中部日本放送(株)社外取締役		
		[選任理由] 平成2年から令和3年まで当社代表取締役社長として経営を担っており、豊富な経験、グローバルな見識を今後も当社の経営に活かすことができることから、引き続き取締役候補者としております。		
16	みず の おさむ 水 野 治 (昭和40年7月26日生)	昭和62年4月 アイディーエス(株) (現岡谷エレクトロニクス(株)) 入社 平成15年2月 岡谷エレクトロニクス(株) 取締役 平成22年5月 岡谷エレクトロニクス(株) 常務取締役 平成27年5月 岡谷エレクトロニクス(株) 取締役社長(現任)	1,500株	
		[重要な兼職の状況] 岡谷エレクトロニクス(株)取締役社長		
		[選任理由] 当社の国内グループ会社の経営を経験し、情報・電機部門に関する幅広い経験、グローバルな見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、新たに取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
17	しまだ はる お 島田 晴雄 (昭和18年2月21日生)	昭和57年4月 慶應義塾大学経済学部教授	200株
		平成7年5月 当社社外監査役	
		平成19年4月 千葉商科大学学長	
		平成27年5月 当社社外取締役(現任)	
		平成29年4月 首都大学東京(現東京都立大学) 理事長	
	[重要な兼職の状況] (株)島田総合研究所代表取締役、(株)青山財産ネットワークス社外取締役		
	[選任理由] 専門分野に関する豊富な知識と経験、グローバルな見識があり、当社経営全般に関して幅広く貴重な意見・助言を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。		
	[社外取締役に期待する役割の概要] 当社は、社外の独立した客観的な立場から、経営全般の監督を行う役割を担ってもらうことを期待して、社外取締役に選任しております。また、経営の監督のなかで特に重要であると考える経営陣に対する評価およびそれに基づく指名や報酬の決定について、構成員の過半数を社外役員とする任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の主たるメンバーとして、取締役会の意思決定手続きの透明性・公平性を確保する役割を担ってもらうことを期待して選任しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 島田晴雄氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 島田晴雄氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、島田晴雄氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者を被保険者として当該契約を継続し更新する予定であります。なお、保険料は全額当社が負担しており、職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金および訴訟費用が本保険契約により補填されます。本保険契約の被保険者は当社および子会社等の取締役および監査役であり、令和5年8月に更新継続する予定であります。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

(本株主総会において各候補者が選任された場合)

	役職	企業経営	グローバル	人事・ 人材開発	イノベーション・ DX	法務・ リスク管理	営業・ マーケティング	経理・財務
岡谷 健広	代表取締役	○	○	○	○	○	○	○
馬場 紀彰	代表取締役	○	○	○	○	○	○	○
平野 隆裕	取締役	○	○	○	○	○	○	
坂田 光徳	取締役	○	○	○	○	○	○	
内田 和輝	取締役	○		○		○	○	○
仲宗根 秀樹	取締役	○	○	○			○	
河村 元志	取締役	○	○		○			○
佐藤 宏昭	取締役	○	○		○		○	
大矢 英貴	取締役	○			○		○	
笠野 雅嗣	取締役	○			○		○	
犬井 佳孝	取締役	○	○				○	
長崎 良視	取締役	○	○				○	
今林 宏	取締役	○	○				○	
松岡 仁	取締役	○	○				○	
岡谷 篤一	取締役	○	○	○	○	○	○	○
水野 治	取締役	○	○	○	○		○	
島田 晴雄	取締役 (独立社外)	○	○	○	○	○	○	○

第4号議案 退任取締役にて退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって退任いたします取締役矢島 昇、坂井俊司の両氏に、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

本議案は当社取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に基づき指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決定したものであり、相当であると考えております。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
や じま のぼる 矢 島 昇	平成25年5月 当社取締役 平成30年5月 当社常務取締役現在に至る
さか い しゅん じ 坂 井 俊 司	令和2年5月 当社取締役現在に至る

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年5月28日開催の第79期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役は年額100百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と改めさせていただきますと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要は事業報告16ページに記載のとおりであります。

また、現在の取締役は17名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は17名（うち社外取締役1名）となります。

以 上

株主総会会場のご案内図



会 場 名古屋市中区栄二丁目4番18号
当社9階 会議室

交通機関 地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」下車 4番出口より
徒歩8分
地下鉄 東山線・名城線「栄」下車 8番出口より
徒歩8分

- (注) 1. お土産のご用意はございません。
2. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



地図はこちら
スマートフォン等で、QRコードを
読み取ってご参照ください。

UD
FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。